

○ 財務省令和元年三月三十号
國債の發行等に關する告示第十七號
六日告示に發行第十八號
財務大臣　麻生太郎
昭和五十七年四月十日

一　法律の名稱及び根柢記述
二　法律の発行項及の規則
三　用振替法
四　發行方法の適

格競債定特あ争争う札価振の以律社條九特第関圖財回利付
競争市め別つ入入。格替適下へ債第年別百する政國庫債券（五年）
争入場る参て札札に以を機用一平、一法会一るた運營
入札特も加、と發によ下競闘を振替十三年法第十二条第一項
札發別の者財同行争は受替式及第ニ律に公必
の行参にご務時一発価に日受け法等の第十三条平債要
募「加よと大にと行格付本銀もとのい
と者に臣行い（競格競本銀もとのい
のい・発応がわう（以争て行のう。律第十二
決う。第行募各れ。下入行ととし。）律一十
定。I（限國る、「札わする。関第十四項四のの
を及非下額債入価価「れのす。第十四条平並年特確
しご価一額市札格格とる。そ規す。成び法例保
た価格国を場で競競い入の定。法六十に律にを

六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロイ

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

のに億債の特確う円額
 規関五に規例保ち面
 定す千つ定にを、金
 にる二いに關図財額
 基法百て基する政で
 づ律八はづるた運一
 き第十、き法め當兆
 発四万額發律のに六
 行十円面行第公必千
 し六、金し三債要百
 た条特額た条のな三
 利第別で利第發財十
 付一会六付一行源七
 国項計千国項のの億

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内参募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後
 行參よと大に
 一加るに臣行
 と者發應がわ
 い・行募各れ
 う第一限國る
 。II以度債入
 非下額市札
 価一を場で
 格國定特あ
 競債め別つ
 争市る參て
 入場も加、
 札特の者財

八

七

ハ

ロ イ

ハ

ロ

最

払

低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 入 價
額 入 價 ・ 別 債 入 價 ・ 別 債 札 格
面 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 発 競 金
金 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 行 争 額

五
万
円

五
百
十
五
億
四
千
六
百
六
十
九
万
円

四 二 円 一
万 千 兆
円 八 六
百 千
九 四
十 百
九 五
億
六 七
千 千
二 四
百 四
八 四
十 万

で た 条 特 二 い に 関 国 財 百 た 条 二 債
五 利 第 別 億 て 基 す る 政 五 利 第 百 に
百 付 一 会 円 、 づ る た 運 十 付 一 八 つ
七 国 項 計 額 き 法 め 営 七 国 項 十 い
億 債 の に 面 発 律 の に 億 債 の 五 て
円 に 規 関 金 行 第 公 必 四 に 規 万 は
つ 定 す 額 し 三 債 要 千 つ 定 円 、
い に る で た 条 の な 四 い に 、 千
て 基 法 二 利 第 発 財 百 て 基 同 五
、 づ 律 千 付 一 行 源 三 は づ 法 百
額 き 第 八 国 項 の の 十 、 き 第 七
面 発 四 百 債 の 特 確 五 八 発 六 十
金 行 十 五 に 規 例 保 万 千 行 十 九
額 し 六 十 つ 定 に を 五 五 し 二 億

十四	十 十 三 二	口 イ 一	十 十 九
初 期 利 子	の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 値 発 払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 别 債 札 格 行 行 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 値 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日		振 額 替 单 位

そ が 金 と 令 の 銀 額 し 和 翌 行 を 、 元 営 休 支 次 年 業 業 払 の 十 日 日 う 算 二 に に 。 式 月 支 当 た に 二 払 た だ よ 十 う る し り 日 へ と 、 算 を 以 き 支 出 支 下 は 払 し 払 、 、 期 た 期	<small>額面金額の総額</small> $100 0.1$ $365 20$	る 定 り 払 募 年 ° す 算 込 入 ○ る 出 金 決 · 期 し 額 定 一 日 た に の パ に 金 加 通 । 払 額 え 知 セ い を 、 を ン 込 第 次 受 ト む 二 の け も 十 算 た の 号 式 者 と に に は す 規 よ 、	七 額 六 額 錢 面 錢 面 金 以 金 額 上 額 百 の 百 円 そ 円 に れ に つ ぞ つ き れ き 百 の 百 一 応 一 円 募 円 六 値 六 十 格 十	令 す 額 の 振 和 る の 記 替 元 。 整 載 法 年 数 又 の 七 倍 は 規 月 の 記 定 十 金 錄 に 日 額 は よ に 、 る よ 最 振 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿
--	---	--	--	--

二十九十八十七十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

令財日額令るい日毎
和務本面和利てを年
元大銀金六子、支六
年臣行額年をそ払月
七から百六支の期二
月円月払日と十
十通に二う以し日
日知つ十。前、及
をき日六各び
受け百月支十
た円間払二
者に期月
すお十

額
回
金
額
期
及
日
び
に
第
つ
い
て
号
同
じ
。い
。て
規
定